

行政監査結果報告書

平成27年度

(情報システムの運用・管理について)

佐賀県監査委員

監査第187号
平成28年6月1日

佐賀県議会議長 中倉 政義 様

佐賀県知事 山口 祥義 様

佐賀県教育委員会教育長 古谷 宏 様

佐賀県公安委員会委員長 香月 道生 様

佐賀県監査委員 池田 巧
同 森田 信彦
同 三竿 博史
同 石倉 秀郷

行政監査の結果について（提出）

地方自治法第199条第2項の規定による県の事務の執行に関する監査を実施したので、同条第9項の規定に基づき、その結果に関する報告及び意見を別添のとおり提出します。

目 次

第1	監査の概要	1～2
1	監査テーマ	1
2	監査の目的	1
3	監査対象の機関及び情報システム	1
4	監査の実施	1
5	監査の実施方法	1～2
第2	情報システムの運用・管理の概要	3～7
1	本県の情報システムの概要	3～5
2	本県における情報化の推進施策の概要	6～7
第3	監査結果及び意見	8～30
1	個別的事項	8～26
(1)	財務経営システム	8～9
(2)	文書決裁システム	9～11
(3)	電子申請システム	11～12
(4)	職員申請システム	12～13
(5)	道路台帳システム	13～14
(6)	佐賀県内図書館横断システム	14～15
(7)	結婚支援システム	15～17
(8)	さがC S Oポータル	17～18
(9)	佐賀県医療機関情報・救急医療情報システム (99 さがネット)	18～19
(10)	さが就活ナビ	19～20
(11)	電子入札システム	21～22
(12)	道路情報提供システム	22～23
(13)	教育情報システム (S E I - N e t)	23～25
(14)	交通管制システム	25～26
(15)	情報・業務改革課における各所属への技術的支援等の状況	26
2	全体的事項	27～30
(1)	ユーザビリティへの配慮について	27
(2)	システム所管所属と制度所管所属の連携について	27
(3)	仕様変更の手続について	27～28
(4)	C I O査定について	28
(5)	情報セキュリティ対策について	28～29
(6)	まとめ	29～30

資料編

1	基幹的システムに係るアンケート結果	31
2	その他システムに係るアンケート結果	32～33
3	情報セキュリティ実施手順策定状況調査結果	33
4	情報システムに係る開発費及び年間保守管理費の上位5システム	34
5	事務監査結果一覧表	35～36
6	佐賀県情報セキュリティ基本方針	37～39

(課名は平成28年3月末時点)

第1 監査の概要

1 監査テーマ

情報システムの運用・管理について

2 監査の目的

県では、住民サービスの向上や行政事務の効率化を目的として、様々な分野で情報システムを導入している。これらは、適切かつ有効に活用され、導入目的に応じた効果を発揮していくことが求められている。

また、厳しい財政状況の中で、効果的な開発や運用により情報システム関連の開発及び運用経費の負担を軽減していくことが期待されているところである。

このため、これら情報システムの運用・管理について、地方自治法第199条第2項の規定に基づき総合的に監査を行い、今後の経済的、効果的なシステム運用に資するものとする。

3 監査対象の機関及び情報システム

監査対象機関は県の全機関とし、監査対象とするシステムは県が運用・管理する137のシステムとした。

4 監査の実施

(1) 監査の実施時期

平成27年8月～平成28年3月

(2) 監査の着眼点

監査にあたっては、主に次の着眼点に基づき実施した。

[各情報システムの所管所属]

- ① システム導入の効果は検証されているか。導入目的は達成されているか。
- ② システムの運用・管理は適切か。
- ③ システム導入、運用に関する契約手続や支出は適切か。

[情報・業務改革課]

- ① 各システム所管所属への技術的な支援は適切か。
- ② 職員の情報処理能力向上に対する支援は適切か。

5 監査の実施方法

県の全機関に対し、所管するシステムの状況について事前調査を行い、その結果を踏まえ、次の観点から14システム（次表）を選定し、所管する所属に対し監査委員事務局職員による実地監査を行った。情報・業務改革課に対しては、併せて、各システム所管所属への技術的な支援の状況等についても実地監査を行った。

また、実地監査の結果を踏まえ、委員監査を行った。

なお、監査の実施にあたり、一部のシステムについては利用者に対するアンケートを実施した。（※アンケート結果は、31～33 頁に掲載）

〔実地監査対象システム選定の考え方〕

- ① 職員を対象とするシステムで、利用者が多く、導入効果（使いやすさなど利用者の評価を含む。）の検証の必要性が高いもの。
- ② 県民及び事業者等を対象とするシステムで、利用件数が多く、導入効果（使いやすさなど利用者の評価を含む。）の検証の必要性が高いもの。
- ③ 県民及び事業者等を対象とするシステムで、利用件数が少なく、導入目的が達成されているか検証の必要性が高いもの。
- ④ 開発費や保守管理費が多額で、契約手続や費用対効果の検証の必要性が高いもの。
- ⑤ 公開することを予定していない個人情報などを取扱うシステムで、セキュリティ確保の状況について検証の必要性が高いもの。
- ⑥ その他、財務監査や事前調査で問題点を確認されたもの。

実地監査対象システム

	システム名	システム所管所属
1	財務経営システム	情報・業務改革課
2	文書決裁システム	情報・業務改革課
3	電子申請システム	情報・業務改革課
4	職員申請システム	情報・業務改革課
5	道路台帳システム	情報・業務改革課
6	佐賀県内図書館横断システム	まなび課
7	結婚支援システム	こども未来課
8	さがCSOポータル	男女参画・県民協働課
9	佐賀県医療機関情報・救急医療情報システム	医務課
10	さが就活ナビ	雇用労働課
11	電子入札システム	入札・検査センター
12	道路情報提供システム	道路課
13	教育情報システム「SEI-Net」	教育情報課
14	交通管制システム	警察本部交通規制課

第2 情報システムの運用・管理の概要

1 本県の情報システムの概要

(1) 情報システムの概要

県が運用・管理するシステムの数、137（表1）である。開発費の合計は、3,504,251千円で、平成26年度の年間保守管理費の合計は、1,503,274千円であった。

表1 平成26年度本部等別システムの概要

本部等名	システム数	構成比 (%)	開発費		平成26年度保守管理費	
			金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
統括本部	13	9.5	2,090,289	59.7	544,882	36.2
くらし環境本部	16	11.7	149,551	4.3	18,840	1.3
健康福祉本部	22	16.1	142,701	4.1	43,784	2.9
農林水産商工本部	14	10.2	19,787	0.6	14,324	1.0
県土づくり本部	24	17.5	287,851	8.2	100,519	6.7
経営支援本部	16	11.7	40,006	1.1	73,764	4.9
教育委員会	10	7.3	452,177	12.9	172,807	11.5
出納局・各種委員会	6	4.4	84,105	2.4	12,963	0.9
警察本部	16	11.6	237,784	6.7	521,391	34.6
合計	137	100.0	3,504,251	100.0	1,503,274	100.0

※開発と保守管理を一括発注し、それぞれの経費の切り分けが困難なものは、保守管理費に計上している。
※開発費及び年間保守管理費の主なもの（上位5システム）については、34頁参照。

(2) 情報システムの利用対象者

システムを主な利用対象者で分類すると、職員向けが110システム、県民・事業者等の一般向けが37システム（うち、10システムは職員向けと併設）となっている。

(3) 情報システムの契約方法

① システム開発の契約方法

国等開発のため開発費用が発生しなかったもの等を除いた106件のシステムに係る開発の委託契約の契約方法は、表2のとおりである。

開発契約では、競争入札により相手方を決定しているものが54件（51%）で、随意契約により相手方を決定しているものが52件（49%）であった。

また、開発契約のうち42件、全体契約件数の40%は、ライフサイクルコストベースでの価格評価※（開発費+保守管理費）により相手方を決定しており、その割合は近年増加傾向にある。

※ライフサイクルコストベースでの価格評価：契約相手方の選定にあたり、システムの企画・開発から運用・保守に至る総経費を比較すること。システムの調達において、開発と保守管理を分けて契約すると、開発業者が契約の履行過程で得られる知見・ノウハウ等により技術的優位性を獲得し、競争によらず保守管理契約についても受注する可能性があることから、経済性、公正性の向上を図るため実施されている。

表2 システム開発の契約方法

区分		契約件数及び構成比			
		件数	構成比 (%)	うち、開発と保守管理を一括契約したもの	
				件数	割合 (%)
競争入札	一般競争入札	34	32.1	14	41.2
	一般競争入札（総合評価方式）	17	16.0	12	70.6
	指名競争入札	3	2.8	0	0.0
	小計	54	50.9	26	48.1
随意契約	見積り合せ	5	4.7	0	0.0
	コンペ方式	13	12.3	0	0.0
	取扱一店	23	21.7	8	34.8
	少額	0	0	0	0.0
	その他	11	10.4	8	72.7
	小計	52	49.1	16	30.8
合計		106	100.0	42	39.6

※システム数（137）との差（31）は、国等開発のシステムや職員開発等で開発費用が発生しなかったもの（26）や、契約関係の書類が保管されていないため契約方法を確認できなかったもの（5）である。

※「取扱一店」とは、特許品、特殊技術製品等で取扱店が一店しかないものである。

※「少額」とは、契約予定金額が10万円未満で、2人以上のものから見積書を徴することが、これに要する経費等を考慮し不経済と認められるものである。

※「その他」とは、現に履行中の契約と直接関連する契約を、現に履行中の契約相手方以外と締結することが不利になる場合等である。

② システム保守管理の契約方法

システムに係る保守管理の委託契約のうち、開発と一括で契約しているもの等を除いた82件の契約方法は、表3のとおりである。

保守管理契約では、競争入札により相手方を決定しているものが15件（18%）で、随意契約により相手方を決定しているものが67件（82%）であった。

なお、保守管理契約においてシステム開発業者と契約しているものは、競争入札で4件（27%）、随意契約で37件（55%）であった。

表3 システム保守管理の契約方法

区分		契約件数及び構成比			
		件数	構成比 (%)	うち、システム開発業者 が受託したもの	
				件数	割合 (%)
競争入札	一般競争入札	14	17.1	4	28.6
	一般競争入札（総合評価方式）	1	1.2	0	0.0
	指名競争入札	0	0	0	0
	小計	15	18.3	4	26.7
随意契約	見積り合せ	2	2.4	0	0.0
	コンペ方式	1	1.2	0	0.0
	取扱一店	41	50.0	29	70.7
	少額	2	2.4	1	50.0
	その他	21	25.6	7	33.3
	小計	67	81.7	37	55.2
合 計		82	100.0	41	50.0

※システム数（137）との差（55）は、開発と一括で契約しているもの（42）、他のシステムで一括して保守契約を行っているもの（6）、簡易なシステムで運用を外部委託していないもの（6）及び保証期間内で無償で保守を受けているもの（1）である。

2 本県における情報化の推進施策の概要

(1) 本県における情報化の推進

県では、平成13年度に県民サービスの向上と行政事務の簡素化、効率化を基本方向とする佐賀県電子県庁基本計画を策定している。これに基づき、各種システムの構築等に取り組み、平成16年度から順次、職員ポータル及び電子文書等からなる電子県庁システムや職員申請システム等の運用を開始し、文書管理、文書決裁の電子化による行政事務のペーパーレス化や、職員本人が一人一台パソコンから直接入力することによる事務の効率化等を進めてきた。

平成20年度からは新たに、最先端電子県庁構築推進事業に取り組み、同事業で平成21年3月に策定した佐賀県情報化推進計画（以下、「情報化推進計画」という。）に基づき、「ICTを活用してコストの削減を図りながら、県民や職員の満足度の高い行政サービスを提供する」ことを基本方針とし、「利用者の利便性向上」、「行政事務の効率化」、「ITコストの削減」を目標に掲げ、システム全体の再構築を計画的に進めている。

また、再構築にあたっては、システムのオープン化^{※1}等の最適化を進め、平成19年度において稼働していた140のシステムに係る10年間（平成20～29年度）のトータルコストを、ホストシステム^{※2}等による旧来方式を継続した場合の試算額約207億円から、3割削減して約145億円とする目標で取り組んでいるが、ホストシステムの利用期間の延長等のため、監査時点での見込みは約161億円、削減割合は22%となっている。

※1 オープン化：大型汎用機などメーカーごとに独自仕様の機材・ソフトウェアで構成された汎用系システムを、標準規格や業界標準に則り複数のメーカーの製品を組み合わせて構成することができるオープンシステム（オープン系システム）に置き換えること。

※2 ホストシステム：企業の基幹業務システムなどに用いられる大型のコンピュータシステム。「ホスト」は「汎用機」「汎用コンピュータ」「大型機」「大型コンピュータ」などとも呼ばれる。

(2) 本県における情報システム調達状況

① IT調達・契約ガイドライン

県では、システムの具体的な調達方法及び手順などを示した「IT調達・契約ガイドライン」（平成17年3月策定、19年3月改訂）を定め、適正なシステムの調達を図っている。

② CIO査定等

県では、平成15年度にCIO（最高情報統括監）を設置し、平成16年度当初予算に係るものから、調達・契約の各段階においてCIO査定等により、情報化関連予算のコスト削減及び効率的、効果的システム構築に向けたアドバイス等を実施している。

ア C I Oチームによる情報化支援

情報関連事業の予算計上等に向けて、システムの構成や性能要件、調達方法等の検討、情報収集等を行う所属に対して、C I O、情報企画監及び情報・業務改革課職員で構成する「C I Oチーム」が「情報化支援」として、各所属の負担軽減を図るために、検討段階からの早期支援を実施。

イ C I O査定

全庁的に最適かつ効率的なシステム運営を進めるため、情報化関連事業について財務課への予算見積書の提出前に、C I Oによる予算査定を実施。

ウ 執行協議

全庁的に最適かつ効率的なシステム運営を進めるため、情報化関連事業について事業執行前に、C I Oへの協議を実施。

(3) 本県における情報セキュリティ対策の状況

県では、情報セキュリティ対策として、県における情報セキュリティ対策の基本的な考え方及び方策を定めた「情報セキュリティ基本方針」（以下、「セキュリティ基本方針」という。）、並びに情報セキュリティ対策を具体的に実施するにあたっての遵守すべき事項及び判断等の基準を定めた「情報セキュリティ対策基準」（以下、「セキュリティ対策基準」という。）を策定し、情報資産の機密性^{※1}、完全性^{※2}及び可用性^{※3}の維持を図っている。

また、情報セキュリティ対策を確実に実施するため、セキュリティ対策基準においてC I Oを最高情報統括責任者に、情報・業務改革課長を統括ネットワーク管理者に、各情報システムを所管する長を情報システム管理者に位置づけ、役割と責任を定めるなど、管理体制を整備している。

※1 機密性：許可された者のみがその許可された範囲内でのみ情報にアクセスできることを確実にすること。

※2 完全性：情報及びその処理方法が正確であること及び完全であることを保証すること。

※3 可用性：許可された者が必要なときに情報にアクセスできることを確実にすること。

第3 監査結果及び意見

1 個別的事項

個別の实地監査の結果及び意見については次のとおりである。

(1) 財務経営システム

所 管 所 属	情報・業務改革課		
稼働開始年度	平成 24 年度（一部の機能は平成 23 年度）		
開発・導入費	456,219 千円	保守・運用費（26 年度）	20,579 千円
導入の目的	予算編成から歳入・歳出及び決算管理まで統一的管理を行うことにより業務の効率化を図る。併せて、ホストシステムのオープン化により I T コストの削減を図る。 (想定する効果) ①利用者の利便性向上 ②行政業務の効率化（電子決裁等） ③ I T コストの削減		
導入の効果	①利用者の利便性が向上した。 ・システム入力時間が延長（16 時→21 時）された。 ・旧システムでは所属に 1 台程度しかない専用端末での処理だったものが W e b システム*化により一人一台パソコンでの処理が可能となり、入力待ち時間が解消した。 ②従来の紙決裁が電子決裁化され、業務が効率化した。 ③最先端電子県庁構築推進事業において、本システムを含むシステム全体として I T コストが削減された。(本システム単体での削減効果額は把握していない。)		

※W e b システム：Web ブラウザで閲覧するシステム。Web ブラウザが搭載されている機器であれば基本的に利用できるため、専用端末を要せず、また、利用者側の端末にソフトのインストールやセットアップを必要としないという利点がある。

① システムの概要

本システムは、予算編成、会計処理（収入・支出等）、決算管理のほか、公有財産・備品管理等を行うシステムである。

予算編成、会計処理等、複数のシステムで処理していた事務を一元化し、事業単位での管理の簡易化や、決算統計の自動作成、文書決裁システムとの自動連携による支出関係の事務等の電子化、W e b システム化による一人一台パソコンでの処理への変更等により、利用者の利便性向上、業務の効率化が図られている。

また、開発にあたりホストシステムをオープン化し、ベンダーロックイン*の解消によるコスト削減が図られている。

※ベンダーロックイン：ある特定のメーカーや販売会社がユーザーを自社製品で囲い込むこと。あるベンダー独自仕様のシステムを採用すると、結果として後継システムや周辺システムも同一ベンダー製を採用せざるを得なくなり、競争が働かず、契約額が高止まりするデメリットがある。

② 監査結果及び意見

システムの運用・管理及びシステム導入、運用に関する契約手続や支出は概ね適切に行われていたものの、事務の一部に検討を要するものがあった。

ア システムの使い勝手について

本システムの使い勝手について全職員を対象にアンケートを実施したところ、12%が「使いにくい」、56%が「少し使いにくい」という回答だった。(31 頁参照)

また、使いにくい理由としては「画面遷移が分かりにくい」、「処理速度が遅い」、という意見が多かった。そのほか、会計関係の機能では、使用されている会計用語が難しい、公有財産関係の機能では、年度当初に決算整理の関係で数か月間にわたり入力できないのが不便、といった意見が、それぞれ見受けられた。

これらのことから、機能性の向上や利用者への研修、操作マニュアルの充実など、使い勝手の向上を検討されたい。

イ 導入効果の検証について

ITコストの削減を導入目的としているが、本システム単体でのコスト削減効果が検証されていない。導入効果のより具体的な検証方法を検討されたい。

(2) 文書決裁システム

所 管 所 属	情報・業務改革課		
稼働開始年度	平成 22 年度 (旧システムは平成 16 年度)		
開発・導入費	318,426 千円*	保守・運用費 (26 年度)	25,670 千円*
導入の目的	<p>従来の電子県庁システムが平成 22 年 3 月で更改時期を迎えるのにあたり、電子自治体に係る国の動向、近年の技術革新といった外部環境や佐賀県庁における情報システム環境の現状を踏まえて再構築を図る。</p> <p>(想定する効果)</p> <p>①利用者の利便性向上</p> <p>②行政業務の効率化</p> <p>③ITコストの削減</p>		
導入の効果	①ファイルの添付方法の簡略化、検索機能の向上、人事異動情報等の他システムとのデータ連携の強化など、利用者の利便		

	<p>性向上及び業務の効率化が図られた。</p> <p>②最先端電子県庁構築推進事業において、本システムを含むシステム全体として、ITコストが削減された。(本システム単体での削減効果額は把握していない。)</p>
--	--

※電子県庁を実現するためのシステムとして、4システム（職員ポータルシステム、電子申請システム、文書決裁システム、県庁ポータルシステム）を併せて構築されており、個々のシステムに係る契約額は算定されていないため、トータル額を記載している。

① システムの概要

本システムは、電子文書の決裁及び保管を行うシステムである。電子県庁の一環として、従来紙文書で行ってきた決裁や文書管理を電子化し、職員の一人一台パソコンで処理することにより、決裁時間の短縮による事務の効率化、紙文書の削減等を図るため、平成16年度に導入された。

平成22年度には、情報化推進計画に基づく再構築にあたり、検索機能の向上、他システムとのデータ連携の強化など、利用者の利便性向上及び業務の効率化や、ソフトの基盤部分の仕様をオープン化し、ベンダーロックインの解消によるコスト削減が図られている。

② 監査結果及び意見

システムの運用・管理及びシステム導入、運用に関する契約手続や支出は概ね適切に行われていたものの、事務の一部に不適切なもの又は検討を要するものがあった。

ア 佐賀県文書規程との不整合について

佐賀県文書規程（昭和55年佐賀県訓令甲第1号）において、完結文書の保存期間は完結年月日を基準として起算することとされているが、供覧文書等の外部施行しない完結文書については、完結年月日を記録する機能が付加されていなかった。

イ システムの使い勝手について

本システムの使い勝手について全職員を対象にアンケートを実施したところ、14%が「使いにくい」、63%が「少し使いにくい」という回答だった。(31頁参照)

また、使いにくい理由としては「処理速度が遅い」、「画面遷移が分かりにくい」、という意見が多かったほか、紙と比較してチェックがしにくい、という意見が散見された。

これらのことから、機能性の向上や利用者への研修、操作マニュアルの充実など、使い勝手の向上を検討されたい。

ウ 電子決裁率について

情報化推進計画では電子決裁率の目標を9割として取り組んでおり、決裁率は徐々に向上しているものの、依然として目標を下回って推移している。要因を分析のうえ、電子決裁率の向上について検討されたい。

年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
電子決裁率	56%	61%	65%

エ 導入効果の検証について

ITコストの削減を導入目的としているが、本システム単体でのコスト削減効果が検証されていない。導入効果のより具体的な検証方法を検討されたい。

(3) 電子申請システム

所 管 所 属	情報・業務改革課		
稼働開始年度	平成22年度（旧システムは平成16年度）		
開発・導入費	318,426千円※	保守・運用費（26年度）	25,670千円※
導入の目的	従来の電子県庁システムが平成22年3月で更改時期を迎えるのにあたり、電子自治体に係る国の動向、近年の技術革新といった外部環境や佐賀県庁における情報システム環境の現状を踏まえて再構築を図る。 (想定する効果) ①利用者の利便性向上 ②行政業務の効率化 ③ITコストの削減		
導入の効果	①手続のオンライン化により県民利便性の向上、業務の効率化が図られた。 ②最先端電子県庁構築推進事業において、本システムを含むシステム全体として、ITコストが削減された。(本システム単体での削減効果額は把握していない。)		

※電子県庁を実現するためのシステムとして、4システム（職員ポータルシステム、電子申請システム、文書決裁システム、県庁ポータルシステム）を併せて構築されており、個々のシステムに係る契約額は算定されていないため、トータル額を記載している。

① システムの概要

本システムは、県への申請や届出について、県民や事業者がインターネットを介して自宅のパソコン等で行えるようにするものである。県の窓口に出向くことなく、いつでも自宅や事業所から手続が行えるようにし、利用者の利便性向上を図っている。

平成 16 年度の導入後、340 手続まで対象を拡大したが、平成 22 年度の再構築にあたり対象の見直し及び利用率が低い手続の削減を行い、平成 26 年度末では 61 手続が対象となっている。

また、再構築にあたりソフトの基盤部分の仕様をオープン化し、ベンダーロックインの解消によるコスト削減が図られている。

② 監査結果及び意見

システムの運用・管理及びシステム導入、運用に関する契約手続や支出は概ね適切に行われていたものの、事務の一部に検討を要するものがあつた。

ア 電子申請利用率について

情報化推進計画では、電子申請利用率^{*}の目標を 50%と設定しているが、実績が下回って推移している。

平成 26 年度の実績では、電子申請が可能な 61 手続のうち、紙申請を含めて申請の実績がないものが 6 手続、紙申請の実績はあるが電子申請は利用されていない、又は利用率が非常に低い（1%未満）ものが 10 手続、含まれていた。

システムの有効活用を図る見地から、目標を下回って推移している要因を分析のうえ、電子申請利用率の向上について検討されたい。

年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
電子申請利用率	20.5%	21.8%	24.2%

^{*}電子申請利用率：電子申請が可能な手続における総申請件数に占める電子申請件数の割合

イ 導入効果の検証について

ITコストの削減を導入目的としているが、本システム単体でのコスト削減効果が検証されていない。導入効果のより具体的な検証方法を検討されたい。

(4) 職員申請システム

所 管 所 属	情報・業務改革課		
稼働開始年度	平成 18 年度		
開発・導入費	160,663 千円	保守・運用費 (26 年度)	111,449 千円
導入の目的	給与の各種手当について職員本人が入力する方式を導入し、各所属における総務事務担当者の事務の削減を図る。 (想定する効果) 各種手当の申請・認定業務の集約化及びシステム化による総務事務の効率化		
導入の効果	本システムの導入及び総務事務センターへの事務の集約等により、各所属に配置されていた総務事務担当職員の縮減(約 100 名)が図られた。		

① システムの概要

本システムは、職員の各種手当や休暇等の申請、所得税関係の事務等について職員本人が入力する方式により処理するシステムである。

本システムの導入と併せて、全庁分の各種手当の認定業務や給与、旅費事務等を総務事務センターに一元的に集約し、総務事務の効率化を図った結果、各所属に配置されていた総務担当職員の縮減が図られている。

② 監査結果及び意見

システムの運用・管理及びシステム導入、運用に関する契約手続や支出は概ね適切に行われていたものの、事務の一部に検討を要するものがあった。

ア システムの使い勝手について

本システムの使い勝手について全職員を対象にアンケートを実施したところ、8%が「使いにくい」、61%が「少し使いにくい」という回答だった。(31頁参照)

また、使いにくい理由としては「処理速度が遅い」、「画面遷移が分かりにくい」、という意見が多かったほか、決裁ルートの設定が分かりにくい、という意見が散見された。

これらのことから、機能性の向上や利用者への研修、操作マニュアルの充実など、使い勝手の向上を検討されたい。

(5) 道路台帳システム

所 管 所 属	情報・業務改革課 ^{*1}		
稼働開始年度	平成 24 年度 (旧システムは昭和 53 年度)		
開発・導入費	16,543 千円 ^{*2}	保守・運用費 (26 年度)	9,402 千円 ^{*2}
導入の目的	ホストシステムで稼働していた各所属の小規模業務システムについて Web システムでの再構築を行い、利用者の利便性の向上、行政事務の効率化、IT コストの削減を図る。 (想定する効果) ①利用者の利便性向上 ②行政業務の効率化 ③IT コストの削減		
導入の効果	①専用端末での処理だったものが Web システム化により一人一台パソコンでの処理が可能となり、利便性が向上した。 ②手入力だったものが電子データでの取り込みが可能となり、事務が軽減した。		

	③最先端電子県庁構築推進事業において、本システムを含むシステム全体として、ITコストが削減された。(本システム単体での削減効果額は把握していない。)
--	--

※1 道路課で利用するシステムだが、情報化推進計画の中でホストシステムで稼働していた各所属の小規模業務システム(本システムを含む11システム)を一括してWebシステムで再構築することとされたことから、情報・業務改革課が所管している。

※2 契約は小規模業務システム群を一括して実施しており、本システムに係る契約額の算定は行われていないため、トータル額を記載している。

① システムの概要

本システムは、道路法に基づき県が管理する道路について、道路の種類、路線名、供用開始日等の情報からなる道路台帳の登録、工事等に伴う変更などを行うシステムである。

紙台帳で整備されていたものを、昭和53年度にシステム化し、平成24年度の再構築にあたっては、情報化推進計画に基づき、Webシステム化による一人一台パソコンでの処理への変更、委託業者が作成した道路台帳情報の電子データでの取り込み等により、利用者の利便性向上、業務の効率化が図られている。

また、再構築にあたり、従来ホストシステムで処理していた小規模業務システム群(本システムを含む11システム)を一括してオープン化し、ベンダーロックインの解消によるコスト削減が図られている。

② 監査結果及び意見

システムの運用・管理及びシステム導入、運用に関する契約手続や支出は適切に行われていたものの、事務の一部に検討を要するものがあった。

ア 導入効果の検証について

ITコストの削減を導入目的としているが、本システム単体でのコスト削減効果が検証されていない。導入効果のより具体的な検証方法を検討されたい。

(6) 佐賀県内図書館横断システム

所 管 所 属	まなび課		
稼働開始年度	平成26年度(旧システムは平成16年度構築、21年度再構築)		
開発・導入費	6,998千円	保守・運用費(26年度)	1,114千円

導入の目的	<p>県民等に対し、県立図書館、市町立図書館及び大学図書館蔵書の横断検索サービスを提供する。</p> <p>なお、再構築では、図書館間での相互貸借機能及び情報共有機能が追加され、再々構築では、横断検索及び相互貸借の対象図書館が追加された。</p> <p>(想定する効果)</p> <p>①図書館ネットワークの連携強化による利用者サービスの向上 ②ペーパーレス化や情報共有の推進等による行政事務の効率化</p>				
導入の効果	<p>①読みたい本の検索が迅速かつ簡易化し、また相互貸借システムで最寄りの図書館に所蔵がなくても迅速な取り寄せが可能となるなど、図書館ネットワークの連携強化によって利用者サービスが向上した。再々構築では横断検索等の対象図書館を追加し、横断検索のアクセス数が増加した。</p> <table border="1" data-bbox="555 853 1404 1003"> <tr> <td data-bbox="555 853 979 949">平成 26 年 4 月～10 月 (再々構築前) のアクセス数</td> <td data-bbox="986 853 1404 949">平成 27 年 4 月～10 月 (再々構築後) のアクセス数</td> </tr> <tr> <td data-bbox="555 958 979 1003">79,023 件</td> <td data-bbox="986 958 1404 1003">84,796 件</td> </tr> </table> <p>②内部事務でのペーパーレス化や情報共有等の推進が図られ、行政事務の効率化が進んだ。</p>	平成 26 年 4 月～10 月 (再々構築前) のアクセス数	平成 27 年 4 月～10 月 (再々構築後) のアクセス数	79,023 件	84,796 件
平成 26 年 4 月～10 月 (再々構築前) のアクセス数	平成 27 年 4 月～10 月 (再々構築後) のアクセス数				
79,023 件	84,796 件				

① システムの概要

本システムは、佐賀県立図書館を中核として県内の市町立図書館及び大学図書館とインターネットを利用した仮想総合目録データベースを構築し、一般利用者への検索サービス及び各図書館の相互貸借など業務連携サービスを提供するシステムである。平成 16 年度に導入され、平成 26 年度の再々構築にあたっては、横断検索や他館との相互貸借の対象となる図書館を追加し、利用者の利便性向上を図っている。

② 監査結果及び意見

システムの運用・管理及びシステム導入、運用に関する契約手続や支出は適切に行われていた。

(7) 結婚支援システム

所 管 所 属	こども未来課		
稼働開始年度	平成 26 年度		
開発・導入費	3,132 千円	保守・運用費 (26 年度)	692 千円

導入の目的	平成 26 年 8 月から開始した 1 対 1 のお見合い事業の支援システムとして導入する。 (想定する効果) システムの活用により、スムーズなお相手検索・マッチング等を可能とし、新たな出会いの場を創出する。		
導入の効果	システム上でのお相手検索等により、新たな出会いの場を創出し、登録者の交際や成婚に向けた支援が進んでいる。		
	年度	平成 26 年度	平成 27 年度 (1 月末)
	システム登録者数	481 人	605 人

① システムの概要

本システムは、県が委託する会員制のお見合い事業において、会員情報を一元的に管理し、希望する相手の検索やマッチングなどを行うシステムである。主な機能としては、会員管理、引き合わせ管理がある。

② 監査結果及び意見

システムの運用・管理及びシステム導入、運用に関する契約手続や支出は概ね適切に行われていたものの、事務の一部に不適切なもの又は検討を要するものがあった。

ア C I O 査定について

本システムは県の直接構築ではなく、県の業務を請負った事業者が当該業務を履行するために構築したものだが、こうした他の事業主体が実施する事業についても、財務課への予算見積書の提出前に C I O 査定を行うこととされている。しかしながら、本システムについては C I O 査定が行われていなかった。

イ 再委託における情報セキュリティ対策について

セキュリティ対策基準では、システムの運用を外部委託する場合は、受託者において必要なセキュリティ対策が確保されていることを確認することとされているが、受託先からシステムを管理する業者への再委託の承認にあたり、再委託先が遵守すべき情報セキュリティ対策の状況等が把握されていなかった。

また、再委託契約書において情報セキュリティ対策に係る規定が不十分だった。

ウ 契約期間について

本システムを含む結婚支援事業の契約は単年度契約となっているが、本事業は平成 26 年度から 28 年度の 3 ヶ年を事業期間として見込んでおり、受託者が

変わる場合のシステム移管等の手間やコスト、個人情報管理面でのリスクなどを考慮すると、複数年契約を検討すべきだったと思われる。今後、類似の契約を行う場合には、複数年契約の是非についても検討されたい。

(8) さがCSOポータル

所 管 所 属	男女参画・県民協働課			
稼働開始年度	平成 25 年度			
開発・導入費	3,775 千円	保守・運用費 (26 年度)	214 千円	
導入の目的	①県民のプラスワン運動（仕事や家庭での役割の他に一つは地域活動を）を積極的に推進するための環境整備を図る。 ②CSOがインターネット上で無料で情報の受発信をできるようにして、CSOと県民及びCSO同士の交流などを活発にしていく。 （想定する効果） ①CSOの自立支援の促進 ②県内のCSOの情報の一元化 ③県民のプラスワン運動の推進			
導入の効果	本システムが提供するWebサイトの活用により、CSO活動の促進等が図られた。			
	年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度(11 月まで)
	月間アクセス数 (平均)	5,607 件	5,733 件	5,905 件

※CSO：Civil Society Organizations（市民社会組織）の略で、佐賀県ではNPO法人、市民活動・ボランティア団体（以上志縁組織）に限らず、自治会・町内会、婦人会、老人会、PTA（以上地縁組織）といった組織・団体も含めて、「CSO」と呼称している。

① システムの概要

本システムは、CSOがそれぞれ自由に情報発信し、CSO活動を応援するWebサイトである。県内のCSOに関するデータベース、「佐賀県からのお知らせ」、「イベント・講座・研修会情報」、「助成金情報」、CSOが募集している「ボランティア情報」、CSOへの寄付の方法を紹介した「寄付のススメ」など、様々な情報を集約し、発信している。

なお、県内のNPO法人に対し抽出によりアンケートを実施したところ、回答者の全てが本サイトを認知し、79%が利用したことがあり、57%が使いやすいと評価するなど、利用者の反応はおおむね良好だった。（32、33 頁参照）

② 監査結果及び意見

システムの運用・管理及びシステム導入、運用に関する契約手続や支出は概ね適切に行われていたものの、事務の一部に不適切なものがあった。

ア 情報セキュリティ実施手順について

セキュリティ基本方針では、セキュリティ基本方針及びセキュリティ対策基準（以下、「情報セキュリティポリシー」という。）に基づき、個々のシステムについて具体的な手順等を定めた「佐賀県情報セキュリティ実施手順（各種手順及びマニュアルを含む。）」を別に策定するとされているが、策定されていなかった。

(9) 佐賀県医療機関情報・救急医療情報システム（99 さがネット）

所 管 所 属	医務課															
稼働開始年度	平成 23 年度（旧システムは平成 15 年度）															
開発・導入費	97,663 千円	保守・運用費（26 年度）	28,023 千円													
導入の目的	<p>旧システムでは、現場の救急隊員及び救急病院の双方で、救急搬送の受入実績をリアルタイムで情報共有できる仕組みがなく、救急搬送時にあまり活用されていなかった。再構築に際し、救急車へのタブレット端末配備等により、どの医療機関がいつ何件の救急搬送受入れをしているのか、といったリソースの「見える化」を行い、搬送先の分散化、適正化を図った。</p> <p>また、併せて、県内医療機関の情報を提供するホームページについて、より使いやすくなるよう表記、レイアウト等を見直した。</p> <p>（想定する効果）</p> <p>救急現場（救急隊・救急病院等）の”見える化”による搬送先の分散化、適正化。</p>															
導入の効果	<ul style="list-style-type: none"> 平均搬送時間が約 1 分短縮された。 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>平成 22 年度（導入前）</td> <td>平成 23 年度上半期（導入後）</td> </tr> <tr> <td>34.3 分</td> <td>33.3 分</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> システム利用率（システム入力件数）が大幅に向上した。 <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>平成 22 年度(導入前)</th> <th>平成 23 年度(導入後)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医療機関</td> <td>24,566 件</td> <td>199,321 件</td> </tr> <tr> <td>消防機関</td> <td>10,701 件</td> <td>109,794 件</td> </tr> </tbody> </table>			平成 22 年度（導入前）	平成 23 年度上半期（導入後）	34.3 分	33.3 分	年度	平成 22 年度(導入前)	平成 23 年度(導入後)	医療機関	24,566 件	199,321 件	消防機関	10,701 件	109,794 件
平成 22 年度（導入前）	平成 23 年度上半期（導入後）															
34.3 分	33.3 分															
年度	平成 22 年度(導入前)	平成 23 年度(導入後)														
医療機関	24,566 件	199,321 件														
消防機関	10,701 件	109,794 件														

① システムの概要

本システムは、以下の 3 システムから構成されるシステムである。

- a) 救急医療情報システム：医療機関から入力された診療可否情報に基づき、消防機関、関係医療機関、県民に救急医療機関の情報を提供するシステム。再構築に際し、県内全ての救急車にタブレット型端末を配備し、現場からのアクセスを可能にした（全国初）。
- b) 広域災害・救急医療情報システム：災害時に医療機関の被災状況等を収集し、他県への支援要請や応援派遣を行うシステム。
- c) 医療機関情報システム：県内医療機関の住所、診療科目、診療日・時間等をデータベース化してホームページ上で提供し、県民が目的に応じて医療機関を探せるシステム。再構築に際し、キーワード検索機能を追加し、画面レイアウトや表記等をより分かりやすいものに改良するなど、使い勝手の向上が図られている。

② 監査結果及び意見

システムの運用・管理及びシステム導入、運用に関する契約手続や支出は概ね適切に行われていたものの、事務の一部に不適切なものがあった。

ア 情報セキュリティ実施手順について

セキュリティ基本方針では、情報セキュリティポリシーに基づき、個々のシステムについて具体的な手順等を定めた「佐賀県情報セキュリティ実施手順(各種手順及びマニュアルを含む。)」を別に策定するとされているが、策定されていない。

イ パスワードの管理について

管理者用パスワードが、導入当初（平成 23 年）から変更されていない。

(10) さが就活ナビ

所 管 所 属	雇用労働課		
稼働開始年度	平成 23 年度		
開発・導入費	6,332 千円	保守・運用費 (26 年度)	2,010 千円
導入の目的	県内で就職活動を行う学生及び既卒者の就職並びに県内企業の人材確保の支援。 (想定する効果) ①県内企業の認知度向上 ②県内で就職を希望する者への就職情報の提供		

導入の効果	①サイトを活用した紹介により県内企業の認知度が向上した。			
	②求職者への就職説明会等の就職支援情報の提供により就職マッチングの支援を行うことができた。			
	※掲載企業数、登録者数の推移			
	年度	H24	H25	H26
掲載企業数	150 社	306 社	396 社	420 社
登録者数	313 人	635 人	450 人	460 人

① システムの概要

本システムは、県内で就職活動を行う者向けの就職情報サイトである。県内企業が登録者（求職者）向けに就職説明会等の就職支援情報を提供し、就職マッチングの支援を行っている。

なお、本システムは県と関係団体で構成する「佐賀県産業人材確保プロジェクト」が設置・管理しており、財源は県からの負担金で賄われている。

② 監査結果及び意見

システムの運用・管理及びシステム導入、運用に関する契約手続や支出は概ね適切に行われていたものの、事務の一部に不適切なもの又は検討を要するものがあった。

ア C I O 査定について

本システムは県の直接構築ではなく、県の負担金により県と県以外の団体で構成される任意団体が構築したものだが、こうした他の事業主体が実施する情報化関連事業についても、財務課への予算見積書の提出前にC I O 査定を行うこととされている。しかしながら、本システムについてはC I O 査定が行われていなかった。

イ 掲載企業数等について

本システムの掲載企業数は、「佐賀県 I C T 利活用推進計画」において、推進項目の一つである「競争力のある地域産業の育成」の指標に位置付けられ、平成 26 年度における目標を 600 社として取り組んでいるが、実績は下回って推移している。また、登録者数も、ほぼ横ばいとなっている。

掲載企業数及び登録者数の拡大を図り、県内企業の認知度向上や県内での就職希望者への就職情報の提供に努められたい。

(11) 電子入札システム

所 管 所 属	入札・検査センター		
稼働開始年度	平成 24 年度（旧システムは平成 16 年度）		
開発・導入費	9,912 千円	保守・運用費（26 年度）	21,435 千円
導入の目的	<p>①旧システムは他のシステム（土木行政総合システム、財務オンラインシステム等）との連携がなく、業者情報や入札結果情報などの重複入力が生じていた。関係システムとの連携によりその解消を図った。</p> <p>②自己導入方式から A S P*方式に変更し、トータルコストの削減を図った。</p> <p>（想定する効果）</p> <p>①他システムとの重複入力の解消による職員の事務負担の軽減</p> <p>②A S P 方式への変更によるトータルコストの削減</p>		
導入の効果	<p>①他システムとの重複入力（業者情報、入札結果情報等）の解消により、職員の事務負担が軽減した。</p> <p>②A S P 方式への変更により、トータルコストが削減された。</p> <p>（開発及び運用経費（5 年間））</p> <p>旧システム（実績）：約 4 億 1 千万円</p> <p>新システム（見込）：約 1 億 1 千 6 百万円</p>		

*A S P：Application Service Provider の略。ビジネス用アプリケーションソフトをインターネットを通じて顧客に提供する事業者。

① システムの概要

本システムは、業務の効率化と入札事務の透明性を図るため、インターネット経由での入札及び見積合せの処理を行なうシステムである。原則として全ての建設工事及び建設関連委託業務並びに一部の物品調達業務を対象としている。

平成 24 年度の再構築にあたっては、システムを自己導入方式から事業者が所有するソフトをインターネットを経由して利用する A S P 方式へ変更し、コスト削減が図られている。

② 監査結果及び意見

システムの運用・管理及びシステム導入、運用に関する契約手続や支出は概ね適切に行われていたものの、事務の一部に不適切なもの又は検討を要するものがあった。

ア 情報セキュリティ実施手順について

本システムは、平成 24 年度から A S P 方式に変更されているが、それに伴う情報セキュリティ実施手順の見直しが行われていなかった。

イ システム導入時試験結果のC I O報告について

セキュリティ対策基準では新たにシステムを導入する際には、既に稼働しているシステムに接続する前に十分な試験を行うとともに、その内容及び結果をC I Oへ提出することとされているが、提出されていなかった。

ウ I Cカードの管理について

本システムではシステムへのアクセス権限の認証にI Cカードを用いており、その取扱要領では、「I CカードとI Cカードリーダーを同じ場所に保管しない」こととされているが、I CカードリーダーにI Cカードを挿入したまま保管していた利用所属があった。

エ 物品調達における電子入札システムの利用状況について

物品調達では全30業種中、5業種（文具・事務用品類、事務機器類、家電製品類、O A機器類、自動車部品類の一部）のみを対象としており、また、対象業種であってもシステムの利用に必要となるI Cカード等を保有しない登録業者が一部あることから、一般競争入札には利用されていない。

その結果、平成26年度における物品調達全体での電子入札システム利用率※は36%、対象5業種については81%となっている。

システムの有効活用を図る見地から、物品調達における対象業種の拡大等について検討されたい。

※電子入札システム利用状況（平成26年度）

	調達件数	利用件数	利用率
物品調達（全体）	2,922件	1,043件	36%
物品調達（対象5業種）	1,290件	1,043件	81%

※電子入札システム利用率：全体の調達件数に占める電子入札システムによる調達件数の割合

(12) 道路情報提供システム

所 管 所 属	道路課		
稼働開始年度	平成13年度		
開発・導入費	45,905千円	保守・運用費（26年度）	6,517千円※
導入の目的	現地機関ごとに管理していた道路情報板を、現地機関ごとの管理機能は維持しつつ、全庁的な一括管理機能を付加する。 （想定する効果） 一括管理により、緊急に全ての情報板に情報表示する場合の対応や、表示漏れ・消し忘れの確認等を円滑・迅速化する。		
導入の効果	現地機関ごとの管理機能は維持しつつ、全庁的に道路課で管		

	理できるようになり、緊急に全ての情報板に情報表示する場合の対応や、表示漏れ・消し忘れの確認が円滑かつ迅速に行えるようになった。
--	---

※道路情報板の保守点検委託は土木事務所ごとに管内分について契約しており、表記の額はその合計額（冠水情報盤など他の機器の保守点検も含めて契約している事務所もあることから、参考値）。

① システムの概要

本システムは、県管理の道路に設置された道路情報板の表示内容を管理するシステムである。システム導入前は、道路情報板の管理は各土木事務所ごとに行われていたが、本システムにより全県的にネットワークで結んで全庁的な一括管理機能を付加し、緊急に全ての情報板に情報表示する場合の対応や、表示漏れ・消し忘れの確認等の円滑化、迅速化を図っている。

② 監査結果及び意見

システムの運用・管理及びシステム導入、運用に関する契約手続や支出は概ね適切に行われていたものの、事務の一部に不適切なものがあつた。

ア パスワードの管理について

管理者用パスワードが、導入当初（平成13年）から変更されていなかった。

イ 情報セキュリティ実施手順について

セキュリティ基本方針では、情報セキュリティポリシーに基づき、個々の情報システムについて具体的な手順等を定めた情報セキュリティ実施手順（各種手順及びマニュアルを含む。）を別に策定するとされているが、策定されていなかった。

(13) 教育情報システム（SEI-Net※）

所 管 所 属	教育情報課		
稼働開始年度	平成25年度		
開発・導入費	400,021千円	保守・運用費（26年度）	160,692千円
導入の目的	教務・校務の一元化・効率化並びに、学習指導の改善充実を図り、児童生徒一人ひとりに応じた指導の充実と学力向上の実現を目指している。 （想定する効果） 「ICTの利活用により、授業がよく分かるようになった」と答える児童生徒の割合の向上。		

導入の効果	「ICTの利活用により、授業がよく分かるようになった」と答える児童生徒の割合（実績）			
	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	64%	78%	80%	81%

※SEI-Net : Saga Education Information-Network の略。

① システムの概要

本システムは、「先進的ICT利活用教育推進事業」の基幹システムとして、「校務管理機能」（通知表、指導要録等の作成、成績管理、出欠管理、時間割管理など）、「学習管理機能」（オンラインテストの実施、履歴管理、習熟度管理など）、「教材管理機能」（デジタル教材の分類管理、独自教材の登録、公開など）を中心に構成されている。県立学校及び市町立の小中学校において使用されている。

② 監査結果及び意見

システムの運用・管理及びシステム導入、運用に関する契約手続や支出は概ね適切に行われていたものの、事務の一部に不適切なもの又は検討を要するものがあった。

ア 仕様書の変更管理について

契約後、仕様書の内容を協議により一部変更する際に、その変更の内容や、契約額に与える影響について記録されていなかった。

イ システムの使い勝手について

監査に伴い、全県立学校にアンケートを実施したところ、操作が「難しい」又は「やや難しい」との回答が49%あり、その理由としては、年度当初の初期設定が複雑、メニュー項目が多く目的の操作を探すのに手間取る、といったものがあった。（33頁参照）

これらのことから、機能性の向上や利用者への研修、操作マニュアルの充実など、使い勝手の向上を検討されたい。

ウ 市町立小中学校での利用拡大について

本システムは県立学校のみならず、市町立小中学校も対象としているが、市町立小中学校では、校務管理機能等を使用しているのは20市町中、7市町に留まっている。システムの有効活用の観点から市町立小中学校での利用拡大を検討されたい。

エ 導入効果の指標について

導入効果の指標を「ICTの利活用により、授業がよく分かるようになった」

と答える児童生徒の割合としているが、間接的かつ主観的な指標であり、導入効果を把握する上では不十分である。システムの導入効果を直接的に把握できる客観的かつ具体的な指標の設定を検討されたい。

(14) 交通管制システム

所 管 所 属	警察本部交通規制課		
稼働開始年度	平成 24 年度（旧システムは昭和 55 年度構築、平成 9 年度再構築）		
開発・導入費	130,624 千円	保守・運用費（26 年度）	11,448 千円
導入の目的	<p>旧システムが整備後約 15 年経過し、保守部品入手が困難となり、また、新技術の導入ができず、年々変化する道路事情や交通流量に対応できなくなっていた。</p> <p>（想定する効果）</p> <p>信号の青時間の秒数などを算出するコンピューターの処理能力を向上し、道路交通実態に即した信号制御や、より正確な交通情報提供により交通の円滑化を図り、交通事故防止や渋滞の緩和を図る。</p>		
導入の効果	<p>再々構築においてコンピューターの処理能力が向上した結果、導入の目的である、交通の円滑化、交通事故抑止及び環境保全を行う対策が、より高次元で達成できるようになった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通情報収集から主要な交差点の信号制御に反映させるまでに要する時間・・・1分（導入前：5分） ・移動時間短縮の効果・・・計測できる 5 路線のデータでは、導入後に通過時間が約 1 割（1 km あたり平均 31 秒）短縮された。 		

① システムの概要

本システムは、道路交通に関する情報の収集・分析及び伝達、信号機及び道路標識等の操作ならびに指令を一体的かつ有機的に行うため、全国の主要都市に導入されているシステムである。

複雑多様化する道路交通情勢に的確に対処し、交通流量に応じた最適な信号制御による移動時間の短縮や、交通事故等による交通混雑や通行止め等の交通情報の道路利用者に対する正確かつタイムリーな提供を図っている。

昭和 55 年度に導入後、技術の進歩や道路交通情勢の変化等に対応するため、平成 9 年度及び 24 年度にシステムの見直し、再構築を行っている。

② 監査結果及び意見

システムの運用・管理及びシステム導入、運用に関する契約手続や支出は適切に行われていた。

(15) 情報・業務改革課における各所属への技術的支援等の状況

① 情報・業務改革課による各所属への技術的支援等の概要

情報・業務改革課では全庁的な情報化を経済的かつ効率的に推進する観点から、各情報システムの所管所属に対し、技術的なアドバイスや契約面での指導等を行うとともに、職員の情報処理能力向上に向けて、各種研修を実施している。

また、総括ネットワーク管理者として、各システム所管所属に対する情報セキュリティに関する指導及び助言を行っている。

② 監査結果及び意見

各所属への技術的支援等は概ね適切に行われていたが、一部について不適切なものがあつた。

ア 調達・契約ガイドラインの改訂について

「調達・契約ガイドライン」について、平成 19 年 3 月以降改訂されておらず、制度の改正や技術の変化等が反映されていない点があつた。現行のガイドラインの内容を精査のうえ、早急な改訂を図られたい。

イ 内部監査について

セキュリティ対策基準に定める内部監査班による定期監査が平成 20 年度以降実施されていなかった。

ウ 情報セキュリティ実施手順について

セキュリティ基本方針に定める情報セキュリティ実施手順が定められていないシステムが全体の 6 割程度あつたが、状況把握が行われておらず、各システム所管所属への指導が十分行われていなかった。

エ システム導入時試験結果の C I O 報告について

セキュリティ対策基準に定めるシステム導入時の既存システムとの接続試験に係る内容及び結果の C I O への提出が行われておらず、各システム所管所属への指導が十分行われていなかった。

2 全体的事項

今年度の行政監査は、「情報システムの運用・管理について」をテーマとし、県が運用・管理する137のシステムを対象として、これらが有効に活用され、導入の目的が達成されているか等について監査した。

監査対象としたシステムはおおむね適切に活用されていることが認められたが、一部においては、運用・管理について検討を要する点が認められた。

今後のシステムの開発運用については、経済的、効率的かつ効果的に行われるよう努めるとともに、特に次の点に留意して事務の改善に努めていただきたい。

(1) ユーザビリティへの配慮について

職員の多くが業務に使用している基幹的システム（職員申請システム、文書決裁システム、財務経営システム、旅費事務システム）のユーザビリティ（使い勝手）について、アンケートを行った結果、システムごとにばらつきはあるものの、5割から8割程度の職員が「使いにくい」又は「少し使いにくい」との評価だった。また、SEI-Netに関するアンケートでも、操作性について「難しい」又は「やや難しい」との回答が5割近くあった。

ユーザビリティの向上は、そのシステムで処理する事務の効率や精度の向上にもつながることから、現行のシステムについて問題はないか検証し改善を図るとともに、システムを構築する場合は、利用者の視点に立ったシステム構築に引き続き努められたい。

また、使いにくいとする意見の中には、システムの操作や処理する業務に関する知識不足が要因となっているものも見受けられることから、研修や操作マニュアルの充実などに努められたい。

(2) システム所管所属と制度所管所属の連携について

システムの運用を所管する所属と、そのシステムで処理する事務の制度（規則等）を所管する所属が異なる場合で、システムでの処理内容が制度と一部整合していないものがあった。

システムで処理する内容は制度面と合致していることが前提であり、システム構築の際にはシステム所管所属と制度所管所属が緊密に連携して、システムでの処理内容と制度面との整合について検証を行うとともに、構築後の運用においても、利用者への操作研修、質疑対応や、制度変更に伴うシステムの改修などに適切に対応していく必要がある。

(3) 仕様変更の手続について

システムの開発業務で、契約後、県が定めた仕様書の内容を協議により一部変更する際に、その変更の内容や、契約額に与える影響について記録されていないものがあった。

仕様変更に際しては、変更内容に係る協議結果を記録し、その経過を明確にしておく必要がある。

このため、「調達・契約ガイドライン」に仕様書の変更管理手続を定めるなど、手続の透明性を確保されたい。

(4) C I O 査定について

システムの開発・改修・運用管理等の情報化関連事業については、財務課への予算見積書の提出前にC I O 査定を行うこととされている。C I O 査定は、県が直接実施する事業のみならず、「負担金、補助及び交付金」、「委託料」等により他の事業主体が実施する事業についても対象とすることとされているが、他の事業主体がシステムを構築するものでC I O 査定が行われていないものが見受けられた。

他の事業主体が実施する事業についてもC I O 査定の対象となることが十分理解されていないことが考えられるので、査定の対象について、改めて周知を図られたい。

また、システム導入の効果を測る指標として、定量的、具体的なものが定められておらず導入効果の把握が不十分なものや、コストの削減など定量化が可能な目標を掲げているものの、導入後の検証が十分でないものがあつたが、費用対効果の検証やP D C Aサイクルによるシステムの向上を図っていくうえで、適切な事後評価を行うことは重要である。

こうしたことから、例えば、C I O 査定において効果指標の設定や事後評価の状況についてチェックするなど、システム導入の効果測定が的確に行える仕組みづくりについて検討されたい。

(5) 情報セキュリティ対策について

① 内部監査について

セキュリティ対策基準では、内部監査を定期的に行わなければならないと定められているが、内部監査班による定期監査が平成20年度以降実施されていなかった。

専門的見地から客観的に評価を行う内部監査が実施されない場合は、情報セキュリティ対策が徹底されない状態や情報セキュリティポリシーが業務に沿わない状態が継続するおそれがある。

内部監査については、セキュリティ対策基準に基づき定期的の実施されたい。

② パスワードの管理について

情報セキュリティポリシーには、システムを利用する際に使用するパスワードについて定期更新の定めがなく、複数年にわたって同一のものを使用している事例が見受けられた。

パスワードは、システムの機密性や安全性を確保するうえで極めて重要な情報であり、適切な更新が行われない場合、許可された者以外によるアクセスが生じるリスクがある。

パスワードの管理について、情報セキュリティポリシーの見直しを行うとともに、その適切な管理について各所属の指導を徹底されたい。

③ 情報セキュリティ実施手順の策定について

情報セキュリティ実施手順の策定状況について調査したところ、137 のシステムのうち 87 システム、全体の 64%について実施手順が定められておらず、その理由としては、策定が必要だということを認識していなかった、というものが多かった。

また、策定されてはいるものの、システムの再構築等にあたって見直しが行われておらず、システムの実態と実施手順の内容に齟齬が生じているものもあった。

実施手順は、個別のシステムにおいて、いかに情報セキュリティを確保していくかを具体的に定める重要なものだが、各所属における認識が十分でないように見受けられる。

情報セキュリティ実施手順の適切な策定について各所属への指導及び技術的な支援を行うとともに、策定状況の定期的な把握に努められたい。

④ 再委託における情報セキュリティ対策について

システムの開発及び保守を受託者に委託する場合に、情報セキュリティ対策として契約書に記載すべき事項については、セキュリティ対策基準において定められているが、再委託する場合において再委託契約書に記載すべき事項については特段の定めがなく、情報セキュリティ対策について十分規定しないまま再委託を行っているものがあつた。

システムに係る業務の再委託に際し情報セキュリティ対策のレベルが下がることがないように、再委託の承認の際に確認すべき事項を定めるなど、情報セキュリティポリシーの見直しを検討されたい。

(6) まとめ

県民サービスの向上や行政事務の効率化等を図るうえで、情報システムは今や不可欠なツールとなっている。

また、その開発、運用には多額の財政的負担を要することから、経済性や有効性を追求することはもとより、昨今のサイバー攻撃やウイルスといったリスクから、個人情報をはじめとした様々な情報資産を適切に保護するために、システムを安全かつ最適なものに保つとともに、職員の情報処理能力や情報セキュリティに対する意識の向上を図っていくことが求められている。

こうした中、今年度の行政監査においては、「情報システムの運用・管理について」をテーマに監査を実施したところである。

監査の結果、その事務は概ね適正に処理されていることが確認できたが、一部で導入後の事後評価が不十分な事例や内部監査の未実施などが見受けられたところである。

今後のシステムの利活用にあたっては、監査結果や意見を踏まえ、導入効果の検証など県民への説明責任と、日々変化する情報セキュリティ上のリスクに的確に対応することにより、最適なシステムが保持、運用されるよう期待するものである。

資料編

1 基幹的システムに係るアンケート結果

(1) アンケートの目的

職員の多くが業務に使用している基幹的システム（職員申請システム、文書決裁システム、財務経営システム、旅費事務システム）のユーザビリティ（使い勝手）等について、利用者側の評価を調査する。

(2) 実施方法

職員アンケートシステムによる全職員を対象とした無記名アンケート
（対象者 6,202 名、回答者数 1,481 名、回答率 23.9%）

(3) 結果概要

使い勝手については、旅費事務システムを除き、「使いにくい」、又は「少し使いにくい」とする回答が7割から8割程度あり、使いやすさの面で課題があるシステムが多かった。

「使いにくい」理由では、職員申請システムと文書決裁システムでは「処理速度が遅い」というものが最も多く、財務経営システムでは「画面遷移が分かりにくい」とするものが最も多かった。

ア) 各システムの使い勝手

	職員申請	文書決裁	財務経営	旅費事務
使いやすい	30.7%	23.1%	32.2%	52.7%
少し使いにくい	61.1%	63.1%	55.8%	41.8%
使いにくい	8.2%	13.8%	12.1%	5.5%

イ) 各システムの使いにくい点

	職員申請	文書決裁	財務経営	旅費事務
処理速度が遅い	39.1%	45.3%	24.3%	21.3%
画面遷移が分かりにくい	36.6%	26.1%	33.1%	35.6%
ヘルプ機能が使いにくい	13.3%	10.1%	19.8%	17.0%
画面の文字が分かりづらい	2.7%	6.2%	7.5%	4.8%
その他	8.3%	12.3%	15.4%	21.3%

※「その他」の主なもの

- ・職員申請システム：起動が遅い、決裁ルートの設定が煩雑
- ・文書決裁システム：紙と比較しチェックがしにくい、フリーズしやすい
- ・財務経営システム：用語が難しい、請求書等のスキャニングが面倒
- ・旅費事務システム：稼働時間が短い（22時まで）、複雑な旅程の場合入力が煩雑

2 その他システムに係るアンケート結果

(1) さがCSOポータル

① アンケートの目的

さがCSOポータルの主な利用者であるNPOに対し、システムの使い勝手等を把握する。

② 実施方法

県内のNPO法人数（378団体）の約1割に当たる38団体を抽出し、アンケート用紙を郵送

③ 結果概要（回答数29団体）

ア) サイトの認知度

項目	回答者数	回答割合
知っている	29	100%
知らない	0	0%

イ) 利用状況（複数回答）

項目	回答者数	回答割合	備考
情報収集	20	69%	
情報提供	15	52%	
寄附関係	3	10%	
その他	4	14%	・メルマガの定期受信 ・助成金情報（2団体） ・ボランティア募集のお願い
未利用	6	21%	

ウ) サイトの使い勝手

項目	回答者数	回答割合
使いやすい	13	57%
少し使いにくい	7	30%
使いにくい	0	0%
未回答	3	9%

エ) 「使いにくい」「少し使いにくい」状況（複数回答）

項目	回答者数	回答割合
処理速度が遅い	0	0%
繋がりにくい	1	14%
入力時の流れが分かりにくい	3	43%
画面の文字が分かりにくい	1	14%
その他（情報が多いのは良いが、トップ画面に文字が多すぎて見るのをやめたい等）	3	43%

オ) 自由意見

- ・PCへ毎回情報配信があるので助かっている。わざわざポータルサイトを見に行かなくて良いので。
- ・運営は県から中間支援組織へ移行すべきと考える。この業務は、もう県営ではなく民主導で運営していく時代である。
- ・このサイトはとても便利。イベントの情報発信をしていきたい。ただ、以前このサイトを使ってイベント募集をしたが、これを見て応募した方はいなかった。一般市民の方々が利用しているのかなと感じた。しかしCSOの皆様の情報交換や助け合いの場として有用と思う。日々、2～4通の情報メールも頂け、満足。
- ・掲載されている情報量、情報の告知（レイアウト）も適当であり、使いやすいサイトになっていると思います。
- ・情報シートを送ると、担当が入力するので助かる。
- ・さがCSOポータルがSNS（FaceBook、Twitter）でも見れるようにしては。

- ・活動していくうえで、とても助かっている。
- ・当法人が実施している消費者交流事業では、新聞、テレビなどのメディアを使った情報発信を行っている。交流事業参加者のうち当サイトを見て参加される方も多く、当サイトの情報発信力は高いと評価している。

(2) SEI-Net

① アンケートの目的

SEI-Netの操作性、システム導入による校務管理業務の省力化効果等について把握するため、各県立学校（55校）に対しアンケートを実施する。

② 実施方法

各県立学校に対しアンケート用紙を配布

③ 結果概要（回答数 53校）

ア) 操作性

項目	回答者数	回答割合
簡単	2	4%
やや簡単	17	32%
やや難しい	23	43%
難しい	3	6%
どちらともいえない	8	15%

イ) 操作が難しい点（主なもの）

- ・時間割等の年度当初の初期設定が複雑
- ・メニュー項目が多く、目的の操作を探すのに手間取る

ウ) 校務管理業務の省力化

項目	回答者数	回答割合
省力化された	13	25%
省力化されていない	8	15%
どちらともいえない	32	60%

エ) 省力化効果が感じられない理由（主なもの）

- ・生徒情報等を登録するページが細分化され過ぎているので、登録に時間がかかる
- ・SEI-Netの校務管理機能が特別支援学校独自の様式に対応しておらず、機能のごく一部しか利用できない

3 情報セキュリティ実施手順策定状況調査結果

情報セキュリティ実施手順策定状況	回答数	回答割合
有り	50	36%
無し	87	64%

※整備していない理由（主なもの）

- ・策定しなくてはならないことを認識していなかった。
- ・全国共通で運用しているシステムのため、佐賀県独自のものは策定していない
- ・個人情報に関する情報を扱うシステムではないため（環境テレメータ系システム等）
- ・IDとパスワードは、限られた職員しか与えていないため

4 情報システムに係る開発費及び年間保守管理費の上位5システム

(1) 開発費上位5システム

システム名 ※（ ）内は導入年度	システム所管所属	開発費（千円）
職員・給与システム（H25）	情報・業務改革課	478,000
財務経営システム（H23）	情報・業務改革課	456,219
教育情報システム「SEI-Net」（H25）	教育情報課	400,021
職員ポータル類（職員ポータルシステム、文書決裁システム、電子申請システム、県庁ポータルシステム）（H22）	情報・業務改革課	318,426
新県営住宅管理システム（H26）	建築住宅課	177,737

(2) 年間保守管理費上位5システム

システム名	システム所管所属	保守管理費（千円）
ホストコンピュータシステム	情報・業務改革課	212,555
佐賀県警察高度情報通信ネットワーク	警察本部情報管理課	172,664
教育情報システム「SEI-Net」	教育情報課	160,692
汎用電子計算機装置	警察本部情報管理課	129,241
職員申請システム	情報・業務改革課	111,449

5 事務監査結果一覧表

項目	システム名	財務 経営	文書 決裁	電子 申請	職員 申請	道路 台帳	佐賀県 内区書 館横断	結婚 支援	さがC SOポ ータル	99さが ネット	さが就 活ナビ	電子 入札	道情 報提供	SEL- Net	交通 管制
導入目的及び想定した効果は適当か。		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○
導入の効果をもどのように評価しているか。		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○
運用において課題は生じていないか。ある場合、どう対応しているか。		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
稼働率（利用件数）はどうか。導入検討時の見込みと乖離していないか。		○	△	△	○	○	○	○	○	○	△	△	○	○	○
稼働率に対し、ハードの機能が過大となっていないか。		○	○	○	○	○	○	△	○	○	△	○	○	○	○
利用目標設定はあるか。ある場合、内容は何か。		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○
利用目標の達成状況の把握はできているか。		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
導入効果の把握は行われているか。行われている場合、内容は何か。		△	△	△	○	△	○	○	○	○	○	○	○	△	○
使い勝手など、利用者側の評価は把握できているか。		△	△	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○
誤入力を防ぐ機能は十分実装されているか。		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
他システムとのデータ連携など、情報資源の有効活用は図られているか。		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
県民（事業者）対象のシステムの場合、使い勝手など、利用者側の評価を把握しているか。		△	△	○	△	△	○	○	○	○	○	○	○	△	○
導入時の検討が不十分で、規則等と整合していないものや、必要な機能が盛り込まれていないものはないか。		○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
導入後、システムの不備が判明し、改修しているものはないか。その不備は事前に把握できなかったか。		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
その他導入効果の検証、導入目的の達成状況で不適切なもの、疑義があるものはないか。		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
情報資産の重要性分類は適切か。		○	○	○	○	○	○	△	○	○	△	○	○	○	○
情報資産は、重要性分類に従って適切に管理されているか。		○	○	○	○	○	○	△	○	○	△	○	○	○	○
サーバ等の取付状況は適切か。（気温・湿度管理、固定の状況等）		○	○	○	○	○	○	△	○	○	△	○	○	○	○
必要に応じて、サーバの二重化、ミラーリング等の措置は行われているか。		○	○	○	○	○	○	△	○	○	△	○	○	○	○
予備電源は適切に確保されているか。		○	○	○	○	○	○	△	○	○	△	○	○	○	○
落雷等に備え、過電流対策は施されているか。		○	○	○	○	○	○	△	○	○	△	○	○	○	○
配線は適切か。		○	○	○	○	○	○	△	○	○	△	○	○	○	○
ハードウェアを外部に設置する場合、CIO協議は行われているか。		○	○	○	○	○	○	△	○	○	△	○	○	○	○
管理室の入退室管理は適切か。		○	○	○	○	○	○	△	○	○	△	○	○	○	○
ネットワークで使用する回線は、十分なセキュリティ対策が施されているか。		○	○	○	○	○	○	△	○	○	△	○	○	○	○
職員の端末はワイヤー固定等の盗難防止対策はとられているか。		○	○	○	○	○	○	△	○	○	△	○	○	○	○
開発、保守を外委託する場合、情報セキュリティに関する遵守事項を契約で定めているか。		○	○	○	○	○	○	△	○	○	△	○	○	○	○

システム名 項目	財務 経営	文書 決裁	電子 申請	職員 申請	道路 台帳	佐賀県 内図書館 横断	結婚 支援	さがC SOポ ータル	99 さが ネット	さが就 活ナビ	電子 入札	道徳情 報提供	SEL- Net	交通 管制
情報セキュリティに関する事故等を発見した場合、速やかに情報セキュリティ管理者等へ報告されているか。	○	○	○	○	○	○	△	○	○	△	○	○	○	○
アクセスのための認証情報及びパスワードの管理は適切か。	○	○	○	○	○	○	△	○	×	△	×	×	○	○
情報資産の持ち出し及びインターネット等による情報資産の送信は行われていないか。	○	○	○	○	○	○	△	○	○	△	○	○	○	○
許可を得て情報資産が含まれるファイルを庁外に送信する場合、暗号化は行われているか。	○	○	○	△	○	△	△	○	○	△	○	○	○	○
システム導入時の試験内容及び結果はC I Oへ提出されているか。	○	○	○	○	○	○	△	○	○	△	×	○	○	○
更新等により機器を廃棄する場合、情報資産が復元できないよう適切に処理しているか。	○	○	○	○	○	○	△	○	○	△	○	○	○	○
USBメモリ等の記録媒体など外部からデータを取り入れる場合、ウイルスチェックは行われているか。	○	○	○	○	○	○	△	○	○	△	○	○	○	○
その他セキュリティ対策で不適切なもの、疑義があるものはないか。	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	×	×	○	○
障害発生時の対応体制は整備されているか。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
データのバックアップは適切か。(頻度、保存期間、保存方法)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
システムの取扱説明書、操作マニュアル、設計書は適切に保存されているか。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
その他システムの管理・運用で不適切なもの、疑義があるものはないか。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
システム調達時の業者選定方法は適切か。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
システム保守管理業務の業者選定方法は適切か。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
委託仕様書の内容は、調達・契約ガイドラインに沿ったものとなっているか。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
個人情報等を取扱う場合、機密保持契約書は作成されているか。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
著作権は、必要に応じて県に留保されているか。また、契約書に定めているか。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
インターネットにより情報公開するシステムは費用削減の観点から共有型ホスティングサービスを利用しているか。	△	△	○	△	△	○	△	○	○	○	○	△	○	△
その他契約手続や支出で不適切なもの、疑義があるものはないか。	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	×	○
検討段階でのC I Oチームによる支援は適切に行われているか。	○	○	○	○	○	○	×	○	○	×	○	○	○	○
予算査定段階でのC I O査定は適切に行われているか。	○	○	○	○	○	○	×	○	○	×	○	○	○	○
事前承認時のC I Oへの執行協議は適切に行われているか。	○	○	○	○	○	○	×	○	○	×	○	○	○	○
所管課は情報業務・改革課の支援について満足しているか。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
その他各課への技術的な支援で不適切なもの、疑義があるものはないか。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

※表中、「×」と表記しているものは、事務の一部に不適切な取扱が確認されたもの、「△」と表記しているものは、事務の一部に検討を要するものがあると思われるもの、斜線は当該システムにおいてはその検査項目が該当しないものである。

6 佐賀県情報セキュリティ基本方針（平成18年2月20日施行）

1 目的

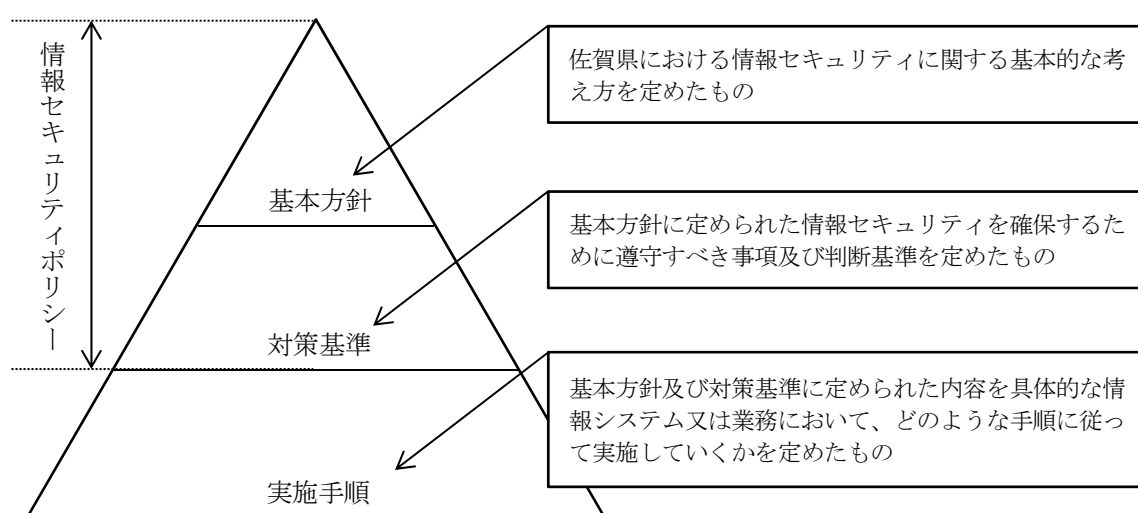
佐賀県情報セキュリティ基本方針（以下「基本方針」という。）は、県における情報セキュリティ対策の基本的な考え方及び方策を定め、情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することを目的とする。

2 適用範囲

基本方針は、ネットワーク及び情報システムを開発し、運用し、又は利用する職員（教職員、非常勤職員及び臨時職員を含む。以下「職員」という。）並びにネットワーク及び情報システムの開発、運用等の業務を委託した事業者（以下「受託者」という。）並びに情報資産について適用する。

3 対策基準及び実施手順の策定

- (1) 基本方針に基づき、情報セキュリティ対策を具体的に実施するに当たっての遵守すべき事項及び判断等の基準として、「佐賀県情報セキュリティ対策基準（以下「対策基準」という。）」を別に策定するものとする。
- (2) 基本方針及び対策基準（以下「情報セキュリティポリシー」という。）に基づき、個々の情報システムについて具体的な手順等を定めた「佐賀県情報セキュリティ実施手順（各種手順及びマニュアルを含む。以下「実施手順」という。）」を別に策定するものとする。
- (3) 対策基準及び実施手順は、公開することにより県の行政運営に重大な支障を及ぼすおそれがあることから、非公開とする。



4 定義

基本方針において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) ネットワーク

電子計算機（ハードウェア及びソフトウェア）を相互に接続する通信網

(2) 情報システム

電子計算機、ネットワーク、記録媒体等で構成され、業務を処理するための仕組み

(3) 情報資産

- ① ネットワーク及び情報システム
- ② ネットワーク及び情報システムの開発及び運用に係る情報（電磁的記録及び紙等の有体物に出力された情報）
- ③ ネットワーク及び情報システムで取り扱う情報（電磁的記録及び紙等の有体物に出力された情報）

(4) 情報セキュリティ

情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持すること。

(5) 機密性

許可された者のみとその許可された範囲内でのみ情報にアクセスできることを確実にすること。

(6) 完全性

情報及びその処理方法が正確であること及び完全であることを保証すること。

(7) 可用性

許可された者が必要なときに情報にアクセスできることを確実にすること。

5 職員等の義務

職員及び受託者は、情報セキュリティポリシーの目的を理解し、遵守しなければならない。

6 情報セキュリティ管理体制

情報セキュリティポリシーを遵守するため、管理体制を確立するものとする。

7 情報資産の分類

情報セキュリティ対策を実施するため、情報資産を重要性に応じて分類するものとする。

8 情報資産への脅威

情報資産に対して想定される脅威は、次のとおりである。

- (1) 部外者の侵入、不正アクセス等による情報資産の破壊、盗聴、盗難、改ざん、消去
- (2) 職員又は受託者による情報資産の持出、誤操作、アクセスのための認証情報又はパスワードの不適切管理、故意の不正アクセス又は不正行為による破壊、盗聴、盗難、改ざん、消去並びに未承認の端末接続によるデータ漏えい等
- (3) コンピュータウイルス、地震、落雷、火災等の災害並びに事故、故障による行政サービス及び業務の停止

9 情報セキュリティ対策

情報資産を8の脅威から保護するため、次の情報セキュリティ対策を講ずるものとする。

(1) 物理的セキュリティ対策

情報システムを設置する施設への不正な立入り、情報資産の破壊、盗難等の事故及び災害から保護するため、物理的対策を講ずる。

(2) 人的セキュリティ対策

情報セキュリティに関する権限や責任及び遵守すべき事項を定め、職員及び受託者に周知徹底する等、十分な教育及び啓発が行われるよう、必要な人的対策を講ずる。

(3) 技術的セキュリティ対策

情報資産を不正なアクセス等から適切に保護するため、情報資産へのアクセス制御、ネットワーク管理等の技術的対策を講ずる。

(4) 運用におけるセキュリティ対策

情報資産の管理、情報セキュリティポリシーの遵守状況の把握及び監視並びに緊急時における危機管理対策等の運用における対策を講ずる。

10 監査

情報セキュリティが確保されていることを確認するため、定期的に監査を実施する。

11 評価及び見直し

情報セキュリティ監査の結果等により、情報セキュリティ対策の状況を評価するとともに、情報セキュリティを取り巻く状況の変化に対応するため、必要に応じて、基本方針、対策基準及び実施手順の見直しを実施する。